

【藤井会計課長】 それでは、最後のコマでございます。民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業につきまして、公開プロセスを開始いたします。

まず、事業所管部局から説明をお願いいたします。

【説明者】 住宅局でございます。

お手元の資料、99ページからでございますが、事業の概要はむしろ105ページからのパワーポイントの資料のほうがわかりやすいかと思いますので、まずこれで概要をご説明させていただきます。

この事業、事業概要のところにございますとおり、建築基準法ですとか省エネ法、あるいは住宅の品確法、こういったものの具体的な技術基準をつくるために、民間事業者に補助をいたしまして、研究をしていただいた成果をいただいて、それを基準化するというものでございます。

具体的なプロセスは、106ページのところにございますけれども、まず私ども国土交通省のほうでいろいろな技術のニーズ等を踏まえまして課題を設定いたします。それで、課題ごとにどういった調査内容が必要かということを設定いたしまして、それから調査内容を提示した上で、調査主体を公募いたしまして、応募のあった機関が適切かどうか、適正であるかどうかということを審査して調査主体を選定して、調査をしていただく。それで、成果をいただきまして、基準原案にして、基準化をしていくということになります。

この調査内容を決めたり、あるいは調査主体を選定するために、107ページの左側にございますけれども、建築基準整備促進事業評価委員会というものを設置いたしまして、ここで課題設定をして、あるいは課題設定を知るということ、それから応募のあった中身を審査いたしまして、調査主体を決定するということ。それから、前年度の調査内容について、調査がどこまで進んだかということについて評価をするといったようなことを、この委員会で実施をしていただくということになっております。

108ページにございますけれども、従前はどうだったか。実は、平成20年度にこの事業ができまして、その以前は私どものほうで調査費を委託調査という形で実施させていただいておりました。その間は、大体、年に2ないし3ぐらいのものの基準化等を行っておりましたが、20年度からスタートいたしましたので、実際の成果は21年度からになるわけでございますが、数としてはかなり増えてきているということでございます。また、実際の検討期間も、例えば20年度以降ですと、結構話題になりましたシックハウス対策などをやっておりましたが、これは7年ぐらいかけましてもいろいろな基準ですとか、ガイ

ドラインなどをつくってきたわけでございます。こういったものに比べますと、下にございますとおり、21年度以降は比較的短期間、1年から4年ぐらいの期間で基準まで至っているということで、かなりスピードアップされてきているのかなということで、この事業自体はかなり成果が上がっているのではないかというふうに認識をしております。

前に戻っていただきまして、99ページでございますけれども、予算の額は年度によって違いますが、最近3年間は9億円ということで推移をしております。実際にどのくらい成果が上がったかということでございますけれども、調査内容に、項目ごとにどのくらいの成果が得られたかということを審査いたしまして、成果の達成度をそれぞれの課題ごとに整理いたしまして、それを平均したものを作成目標にしております。年度によってばらつきございますけれども、70%から70%の後半というような状況になっているところでございます。

100ページは、国費投入の必要性等でございます。これは国の基準をつくるということでございますから、やはり国が率先してやるべきであろうというふうに考えております。

それから、事業の効率性につきましても、一応、評価委員会できちんとした形で選定をさせていただいておりますし、調査内容の変更等がございました場合には、きちんとそれを踏まえて、必要な場合には削減するというような措置も講じさせていただいております。

事業の有効性につきましては、これらを基準化するということと、成果についても報告会などを実施して、幅広く国民に内容を還元するというような措置を講じているところでございます。

102ページは、どういう内容の費用になっているかということでございますが、研究の成果、やはり実験等の費用を補助するという形が多くなっているということでございます。

103ページは、主な支出先でございます。見ていただくとわかりますけれども、大手の建設会社ですとか、設計会社、あるいは大学、こういったところに補助をさせていただいているという状況でございます。

104ページは、一応、論点として2つほど挙げさせていただいていまして、私ども、きちんと公募をして、評価委員会で評価をしているということでございますが、さらにそのプロセスについてどういうふうにするかということと、成果物の帰属につきましては、これは基本的に民間の補助事業でございまして、民間の事業者に対して補助しますから、当然、知的所有権も民間に属するわけですが、それをどういうふうに広く国民一般に知ら

しめていくかというようなことについて、論点を挙げさせていただいているところでございます。

以上、簡単ではございますが。

【藤井会計課長】 それでは、論点でございますが、まさに今、示された2つのところが一つの論点かと思います。民間事業者の選定プロセスというものが、建築基準整備促進事業評価委員会というところで採択されることになっておりますけれども、それが適切であるのか。もう一つは、これは補助事業という形をとっておりますので、事業で得られたいろいろなデータありますとか、知的財産というところは事業者に帰属をするという形になります。もちろん、国の方で報告されて、それが建築基準に反映されるという形になりますけれども、それだけに余計、社会に果実が適切に還元されるのかどうかというところが一つの論点になってくるかと思います。

【長谷川委員】 それでは、6時ごろの取りまとめ、5時50分にコメントシートの提出ということをめどに議論をお願いします。

【佐藤委員】 ちょっと確認というか、素朴な質問になるんですが、補助事業ではなくて委託事業でやった場合との比較ですけれども、例えば民間の創意工夫とか、民間の知見を活用してということなんですねけれども、では委託事業としてではなく補助事業として行ったときのコスト、単位当たりの費用というものが出てきていますよね。3,300万円という調査1件当たりの実績額ですけれども、こういう単位当たりコストというのはどれぐらい安くなっているのか。あるいは、成果物として、達成度というのはアウトカムでいろいろと評価、ごめんなさい、調査項目数とかと並べていられますけれども、そういう成果物といったものが委託事業に比べてどれくらい増えるか。実際、過去にやってきたケースと比較して、これくらい増えたよとか、コストはこれぐらい下がったよとか、何かそういう検証があるのであれば教えていただきたいんですが。

【説明者】 なかなかコスト自体が、どのぐらい下がったかというのを数量的にお示しするのは非常に難しいかと思います。ただ、民間の事業者に補助するということの一番のメリットは、ある意味では委託事業ですと、自社の持っているいろいろなノウハウを、先進的な技術ですか、研究知見をなかなか出していただけないような部分がどうしてもございます。最終的な研究成果自体は国に帰属することになるものですから、どうしても新しい技術などを踏まえた技術基準を整備するということについて、なかなか難しい面があったということで、この事業は、むしろその部分は民間にもメリットが、補助を受けるこ

とによっていろいろな技術開発ができるというメリットがあるんすけれども、一方で私ども、そういった最新の技術を踏まえて基準化を迅速に進めることによって、その結果、他の事業者も、基準化が進むことによって新しい技術開発が進められるようになるということで、よりメリットがあるのではないかということで、こういう形を取らせていただいているということでございます。

【佐藤委員】 そこは、まさにコスパだと思うんですけども、コスパの問題だと思うんですが、実際、民間からすると、知的財産というか成果物は自分たちに帰属するので、ある意味やる気が湧くというのは確かにメリットだと思うんです。逆に、この論点にもありますように、その分だけ社会に対する波及効果というところ、成果物は国に直接帰属するわけではないので、波及効果というところは限られるのではないかということなので、このあたり費用対効果というか、コスパ的にはどういうふうな判断になるんですか。

【説明者】 一応、成果物についてはきちんと報告書をまとめていただきまして、必要な基準、私どもが基準をつくるために必要なデータ等は全部いただくことを条件にして補助をしておりますので、民間がやられたから私どもの基準化がおくれるというようなことはなくて、むしろ、今、進んでいる民間の技術を踏まえて、建築物はどうしても物をつくっていくわけですので、実際に物をつくっている方々のいろいろなノウハウを生かして基準化を進めることによりまして、おそらく基準化のスピードアップが非常に進んでいるというのが一番のメリットではないかと思います。それは、108ページの資料でもちょっとお示しをしたと思いますけれども、現実にやはりこの事業を踏まえて基準化を進めたいいろいろな中身も増えているかと思いますので、そういった意味での効果は非常にあるのではないかと思います。

【佐藤委員】 最後に、もう一つだけ確認ですけれども、一応、補助は定額ということなので何とも言えないんですけども、実際、こういう調査というか、実施費用、調査費用のどれくらいをカバーしているというふうに理解すればよろしいでしょうか。

【説明者】 定額ですので、中身を精査しているんですけども、一番端的に言わせていただいくと、実際の実験のためのいろいろな製品を開発するような、実験をするための製品開発みたいなところは民間の方々にやっていただいているから、そういう意味でいうと、そういったコストは民間が負担をして、こちらの補助事業ではそういったものを実験したりする費用を負担しているということですので、その実験費用が適切かどうかというのは審査をしていただいて、適切な範囲で補助をさせていただいているということになり

ます。なので、民間のほうの負担もかなりあると。

【佐藤委員】 多分、一つ論点になってくるのは、定額なので、定額の水準が妥当かどうか。つまり、成果物は民間に、事業者に帰属するわけですから、やはり民間のほうとしてもやるメリットはあるわけですよね。ですから、今のこの定額の補助金でほんとうに、ちょっと多過ぎるのではないか、もうちょっと安くしてもやってくれるのではないか。補助率の問題ですけれども、補助率として見ればほんとうは高過ぎるのではないかという、多分、そういう論点も出てくると思います。

【赤井委員】 関連でいいですか。定額補助の決まり方について、もし簡単に説明できたら教えていただけますか。

【説明者】 お手元の資料でいうと、102ページに費用があるかと思います。現実に補助をする額というのは、こういうふうに積み上げをしていただきまして、実際に実験にかかる費用は何か、その実験のための消耗品とか、その際に立ち上げる研究者的人件費等々、こういった費用を補助することになっていますので、ほんとうに研究実験費みたいなものに補助をする。この額を積み上げていただいたものが適切かどうかということを判断して……。

【赤井委員】 積み上げたものの何%という決め方をされているんですか。定額というのは積み上げたら全額ということですか。

【説明者】 基本的には全額出しております。

【赤井委員】 かかった費用の全額ということですか。どういう意味でしたっけ。

【説明者】 ここでいう実験等の費用の全額を補助させていただいております。

【赤井委員】 それは、結局、実験した後、成果が上がってくるわけですよね。民間にもメリットがあるという部分は、どういうふうに整理されていますか。

【説明者】 先ほども申し上げましたけれども、この実験のために、当然、新しい製品なり、基準化していくものをつくるための費用は全額、民間が負担をいたしますので、そういう意味でいうと、その部分の費用というのはもっと、非常に大きな費用になるかと思います。

【赤井委員】 それは、実験が終わった後に成功して商品化する場合ですよね。

【説明者】 ええ。

【赤井委員】 でも、実験するときのリスクは、民間はとらなくていいことになっていますよね。実験した後、成果が上がると、それからのコストは当然かかりますけれども、

全く自分で実験するのに比べるとメリットあるわけですよね。

【説明者】 実験のためには、やはり物の開発をある程度していかなければいけません。当然、新技術を実験して、性能を確かめていくということになりますから。そうすると、その実験をする前段階として、いろいろな製品開発のための研究をしたり、そういう費用は民間が当然負担をされているわけなんです。ですから、こちら側からこういう性能のものをぜひ実験したいということになれば、その負担分は民間側が負担をしていただいているから、その意味でいうと実質的に民間の負担はかなり大きいと。

【赤井委員】 でも、この実験をするということに対しては全額見ているわけだから、そのところは民間は負担していないですね。それまでの段階は、当然、負担はしていますけれども、だから民間の成果になるもの一部コストをこちらで見ているということですね。

【説明者】 そういう意味で言われるとそうですけれども、ただ、その結果をもとに、私どもはこのデータをもとに、データは全部いただきますから、それをもとに基準をつくりしていくことになります。

【赤井委員】 例えば、事業ごとに、事業によって民間のメリットは20%ぐらいのものから80%ぐらい、いろいろあるとは思うので、その部分を見きわめながら、例えばもう少し、かかる費用全額ではなくて、8割とか7割でもやりたいという民間企業が出てくる可能性はないんですか。一律全部を見るというのがほんとうに望ましいですか。

【説明者】 この費用自体、公募をして出していただきますから、何ていうんでしほうね、当然、競争があれば競争の中身を見させていただいて、同じ中身であれば安いところを選ぶということになると思うんですけども、基本的にはやはり私どもが必要な実験をやっていただくという、こういう実験をやってくださいということを最初にお願い、研究テーマとしてやりますから、そういう意味でいうと、その部分については当然、私どもとして負担する。

【赤井委員】 こういう実験をやってくださいというところは、細かくこちらから言うんですか。募集するのではないんですか。すみません、僕はその理解を間違えていますか。

【説明者】 募集してやります。ただ、実際には実験をしてみないとわからないということが大変多いわけなので、研究内容で、ほぼこれが、こういったものが必要だというのは特定されるかと思います。

【赤井委員】 108ページのところで、21年度以後、増えているというのはすばらしい成果だと思いますし、これはまさに今までこちらから、こういう実験をしてくださいというふうにお願いしていた場合には2件ほどしか整備できなかつたものが、民間のノウハウも考慮するということで、より必要なものはないですかという民間の知見が生かされて増えたと理解しているので、逆にお願いしているよりかは、民間でこういうことをやりたいというのが出てきて、それは国としてあまり気づいていなかつた点だけれども、重要ということで補助したということだと思うので、そこはやりたいという面もあるので、そのところで民間にどのぐらいメリットがあるのかも含めながら、全額というか、どのぐらい出すかも含めて検討していくと、当然、もう少し安いコストで同じような成果が上がる可能性があるのではないか。これはちょっと感想ですが。

以上です。

【永沢委員】 よろしいですか。まず、基準をつくること自体に何かメリットがあるか、ないかということではなくて、基準をつくったことによって、より安全に建物が建てられるとか、そういったことが成果なのかなというふうに思っているんですが、そういう意味では、この基準をつくった成果が具体的にどういうふうにあらわれたというのがいま一つ見えてこないんですけども、その点、いかがでしょうか。

【説明者】 ちょっとご質問の趣旨に適切かどうかわかりませんが、108ページにございますとおり、基準の中身としては、最終的には、例えば法令に基づく建築基準法の告示とか、政令等の基準になるというのが一般的な、建築基準法とか、省エネ法といった法律に基づく……。

【永沢委員】 ですから、そういうことを伺っているのではなくて、そうではなくて、具体的にこういうことで成果があらわれましたということを示していただけませんでしょうか、ということを申し上げているんですが。

【説明者】 ちょっと質問のご趣旨がよくわからないんですが。

【永沢委員】 例えば、基準を策定するだけでは、特に基準ができてよかつたなという話ではなくて、基準ができるることによってこういうところの安全性が確保されるようになったとか。

【説明者】 例えば、21年度以降で、これは津波で流されないための建物の構造の基準を具体化したものであります。ですから、津波に対してどういうふうにすれば安全に建てられるかということを基準化した基準でございます。そういう意味でいうと、これから

津波の避難ビルをつくるとか、あるいは復興のために建物を建てる際の基準として、これは生かされるものでございます。

【永沢委員】 なるほど。この108ページの一番上の表を見ると、少なくとも20年度以前も毎年2件ずつぐらい整備されていたと。21年度以降、5件とか6件、年によつては1件のところもあるという状況で、20年度以降、27件ぐらい採択されているような状況の中で、この27件とか、36件採択されたにもかかわらず、実際に建築基準として整備されているのは5件だったり、6件しかないということなんでしょうか。

【説明者】 申しわけございません、実はこれは継続している課題も結構ございまして、終了した課題で実現していくというのは、多分、これからもっと増えると思います。例えば、3年ぐらい継続していて、24年度中に終わったものもかなりございます。ただ、これからのこととはちょっと書けないものですから、より成果はこれからどんどん出てきますので、その基準化はもっと進むと。

【永沢委員】 そういう意味では、この成果を見るには、5件とか1件とか6件ということではなくて、27件なら27件採択した中で、基準となったのが何件あるとか、今、研究中は何件あるとかというような形で示していただかないと、成果があるのかどうかがわからないというのが1点。

もう一つは、基準をつくるのに、民間の事業者につくらせるというのが果たしていいのかどうかというのがよくわからないんですね。つまり、民間の事業者からすると、自分たちが有利なルールをつくりたいというふうに思うかと思いますので、そういう点では、自分たちの得意な分野がより基準の肝になるような基準をつくるように働きかけたいと、私が事業者だったら思うんですよね。そういう点では、基準というのはあくまでも中立的なものであるべきなのに、それを民間に任せるということが果たしてほんとうに公平、公正と言えるのかどうかということに関しては、どのようにお思いでしょうか。

【説明者】 まず、基準をつくるのは、最終的には当然、私ども国土交通省のほうでつくります。ここでやっているのは、基準のために必要なデータなどを整理していただくということが主目的になります。例えば、天井などは非常にわかりやすいと思うんですけども、実は今まで具体的な天井の基準がないものですから、あまり実質的な、何ていうんでしようか、どういうふうにつくったらしいかということについてのノウハウが私どもほとんどございませんでした。そういう意味でいうと、民間のほうでいろいろな、実際、つくっている方がこういうふうにつくっているとか、こういうふうに改良するとよくなると

いうようなことは、むしろ民間のほうが知見があったものですから、そういうものを生かして、では、こういうつくり方をしたときにどういう揺れ方をするかとかいうことを実験していただいて、これならば基準として、こういうつくり方をすればいいのかというようなことを基準化できるようになるという意味では、むしろ民間が進んでいる分野をうまく活用して、それを標準化するというようなことをやっているということです。

【永沢委員】 それは考え方としては正しいと思うんですが、それをするために果たして補助金をつけることがほんとうに適切なのかどうかというのは別の観点ではないか。例えば、パブコメを募集するような形で、これについての技術的な基準について各事業者から意見を募集するというようなことをしたとすると、それぞれ得意な分野の事業者は提案をしてくると思います。それは、一面では事業者にとって有利な提案をしてくるかとは思いますけれども、いろいろな事業者がそれで提案することによって、国土交通省として基準を決める上でも非常に参考になる。金融商品とかつくるときには、各事業者がパブコメを出したりして、規制をどうするかということを最終的には決める。その規制基準をつくるのに、事業者に対してお金を出して、新しい商品の基準のつくり方について補助をするというようなやり方は、おそらくとられていないのではないかと思うんですよね。

また、事業者としては、そもそも研究開発は事業者の投資ですので、費用というよりは、将来に向けての設備投資というか開発投資になるはずなので、それは事業者が持つのは本来当然のことで、そういう意味では、その費用の一部を公が持つということが果たして意味があるのかどうかというのがよくわからない。また、実際にもう払われているのが、スーパーゼネコンとかがどかどかと入っているJVに対して、同じようなJVに対して、同じようなテーマで3つも出している。あるいは、採択の内容を見ると、応募に比べて採択の率が非常に高い。応募が31件に対して採択が27件であるとか、31件に対して30件であるとか、9割以上が採択されているというのはなかなかほかの事例では見ないので、初めから決め打ちで補助金をつけているとモトられかねない側面があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【説明者】 まず、こういう基準化をするために、やはり私どもとして、最低限いろいろな実験をすることはどうしても必要になります。それは、どういう場合も安全性がほんとうにこれでいいのかどうか確かめなければいけませんから、そのための費用が必要だというのをご認識いただきたいと思います。その方法として、先ほど出ました委託調査という形でやるのがいいのか、補助事業という形でやるのがいいのかということだと思うん

です。

従来、委託調査でやろうといったしますと、先ほど言いました天井のような問題にしても、自分たちは新しいこういう技術を持っているよということを、その段階でなかなか提案していただけないということがこれまでございました。というのは、その場でいろいろな方々が入っていらっしゃるということもあるんですけれども、そのノウハウをほかが使ってしまうのを恐れるというようなこともあります。

したがって、そういう技術を生かした基準化をしたほうが、より世の中のためににはいいのだけれども、それが進まないという現実があったものですから、むしろ補助金を出して、開発者にもメリットはあるんだけれども、早くそういった先端の技術を使って基準化したほうが、その結果、ほかの後発のメーカーもその基準をもとに新しい技術をつくっていくことが可能になりますので、よりメリットがあるでしょうし、結果として早く基準化できれば、安全性の確保とか、性能の確保ができるようになる。プラスのメリットのほうが大きいのではないかということで、こういう手法をとらせていただいているということなんです。

【佐藤委員】 ちょっと確認なんですけれども、まず調査事項なんですが、勉強会のときにも民間からの提案もあるとはおっしゃっていたんですけども、基本的には国土交通省で調べてほしいことを並べて、これについて調べてくれませんかというやり方で、基本的にはそういう理解でよろしいですか。この項目を含めて、民間が提案するという理解でいいですか。

【説明者】 当然、私ども、いろいろな民間の方々、規制緩和の要望の窓口なども設けているものですから、逐次これは受け付けています。したがって、そういう規制緩和のご要望ですか、あるいは別の意味で、むしろこういう基準が必要なのではないかというご要望もございます。あるいは、いろいろな事故とか、災害が起きるというようなことで、そういうニーズのほうを私ども常にいろいろな形で拾い上げておりますので、それを踏まえて、課題設定自体は私どものほうでやらせていただくし、基準化のためにはこういうデータが必要なので、こういう研究をしてほしいというテーマの設定をさせていただいています。

【佐藤委員】 もう一つ、委託事業より補助事業にしたほうが民間にうまみがあると。知的財産とか、技術的なところで、要するに自分たちで取得できるからという面があるのかもしれないんですが、ただ、委託事業だと、実験の進め方としていろいろ国が細かいこ

とを言っていて、補助事業だとそのあたりを民間に委ねる部分があると、何かそういうところもあるんですか。一応、民間の知見を生かすと書いていたものですから、そこはどういう形で民間の知見が生かされているのかということを具体的に教えていただきたいんですが。

【説明者】 もちろん、おっしゃるように、私どももこういう実験が必要だと、実験の中身を1から10まで全部決めているわけではありません。当然、事業者のほうで創意工夫をそこでしていただくということは可能でございますから、そういう意味でいうと、先生おっしゃるように、そういう面では民間にとってもメリットはあるかと思います。

【佐藤委員】 でも、それは委託事業でもできますよね。詳細は民間にお任せしてやると。それはできないんですか。

【説明者】 やはり委託ですと、何ていうんでしょうか、こちら側からこういうことをやってくださいというのはきちんと決めさせていただきます。それから、先ほど申し上げましたけれども、なかなか新しい自分たちのノウハウをその場に持ち出すということ自体、やっていだだけない。委託事業では一番難しい問題だと思います。

【赤井委員】 では、その関係で。先ほど106ページのところで、応募件数、採択件数、調査事項数と載っているんですけども、委託と補助は平成20年度から変わったんでしたっけ。平成何年でしたっけ。21年度ですか。

【説明者】 20年度からスタートしております。

【赤井委員】 20年度までは委託調査で、そのときは何件されていて、何件の応募があつたんですか。

【説明者】 これは20年度から補助事業ですので、それ以前はもう委託ですから、応募というような……。

【赤井委員】 委託のときは、公募して委託していたわけではないんですか。随意契約で委託していたんですか。

【説明者】 当時は、どうだったかわかりません。

【赤井委員】 いや、委託でも、これを委託します、やりたい人、手を挙げてくださいといって、通常は公募しますよね。

【説明者】 当時、19年度以前がどうだったかというのはわかりませんが、今は当然、そういった形をやっています。ただ、基本的な調査内容はこちらできちんと決めますし。

【赤井委員】 この成果を見ているとそうかなと思うんですけども、実際、それによ

って応募件数がどのぐらい、平成20年度で35件、21年度で37件応募ですけれども、受託のときに同じような調査事項で、例えば107ページにある同じような調査事項を挙げられて、どのぐらい応募があって、今度、補助に変えたときにどのぐらい応募が変わつてという情報があると、若干、うまいというのはどう変わったのかなという気がします。

もう一つは、先ほども出ていたんですけれども、応募件数と採択件数がほぼ同じような、20年度だけちょっと差が開いているんですけれども、その後はほぼ、24年度も4件ぐらい多いですかね。この状況では、出せば通るというような雰囲気があるような気がするんですけども、そのところでの競争性というのを担保されているんでしょうか。

【説明者】 そこは確かに若干、私どもも当初予定していたよりは応募件数が少ないというのは認識しています。そこは、やはり応募のやり方について工夫が必要のかなというのは認識しております。決してこれは、先ほども出ましたけれども、こういうふうにやつてくださいというようなことをやっているわけでは全然ないんですけれども、やはり……。

【赤井委員】 だから、24年度が4件ぐらい落ちているのは、そのところを意識されたのかなという気がします。

それと、20年度と21年度は、採択されたのに調査されてない案件が、差がありますけれども、これはどういう理由なんでしょう。わかりますかね。106ページのところで、20年度と21年度、調査事項数と採択件数に差がありますよね。22年度、23年度、24年度は、ほぼ全てなんですけれども、これは採択したにもかかわらず調査を取りやめたということなんでしょうか。

【永沢委員】 それは、1つの調査事項に複数の事業者が採択されたということですね。

【説明者】 そういうことでございます。

【赤井委員】 ああ。だから、全体としては調査のレポートは36件出しているということですか。

【説明者】 そういうことでございます。

【長谷川委員】 ちょっと観点が違うかもしれないんですけども、こういった形で民間の研究開発活動の一部を、建築基準のほうにも補助金を出す形で反映をさせていくと。それをタイムリーに基準化していくことによって、どんどんいい基準になっていくんだろうということなんですねけれども、一方で、こういった国土交通省さんの基準開発のための研究につき合えるというのは、多分、ある程度大手でないと難しいと思うんです。事業とか、

人員の余裕的にも。並んでいるところを見ても、ハウスメーカー、ゼネコンとか、大体、大手さんが多いわけです。やはり基準はどんどん、どんどん高度化していくんでしょうねけれども、そうなってくると、つくるものの市場としては、だんだん、だんだん大手さんしかつくれないようなものに、基準がどんどん厳格化していく。一方で、建築業界自体をどのように考えているのか。そのあたりはちょっと大きな話なんですけれども、どういう方向性で今、されているんでしょうか。

【説明者】 たまたまここで出てきているのは、結構大手のところが多いというのはあります、テーマによっては、先ほどの天井などは天井の部材を実際につくっているメーカーなどにやっていただいている。必ずしも大手だけではないということは、ちょっとご認識いただきたいと思います。この中でも、コンサルタントみたいなところも入っていますので、必ずしもそうではないということをまずご認識いただきたいと思います。

ただ、どうしても、例えば1番にあります長周期地震動みたいなものになると、正直言いまして、かなり大型の、自分たちもかなり研究施設を持っていて、研究をしているところのほうが技術的に進んでいるというのは事実でございます。結果として、そういったところが技術の中身を審査すると選ばれてしまうというのは、やはり現実としてはあると思います。ただ、テーマによっては、先ほど申し上げましたように必ずしもゼネコンではなくて、サブコンの方々が非常に強い分野もございますので、それはテーマによって違うかと思います。

【長谷川委員】 地方なんかだと、皆様がサブコンと呼んでいる会社よりも、もっともっと小さな会社が家をつくったり、ビルをつくったりしているわけです。ただ、民間の立場からすると、自分が技術的に優位な部分であれば、よりハードルの高い基準を設けて、自分が先行してそのマーケットを奪っていくという行動に出るのは当然ですから、それぞれの分野、それぞれの会社の思惑というものが多分あると思うんですけども、要はここで得られた研究成果を国土交通省さんが基準にするというそのプロセスの中で、どうやって建築産業全体のことを考えたり、公平性を考えたり、1つの企業がひとり勝ちしないような、市場とのバランスをどういう形で担保しているのかというところをちょっとお聞きしたいんですが。

【説明者】 まず、性能基準としてつくるときの水準については、私どものほうで最終的に判断をいたしますので、建築基準であれば建築基準法の求めている性能に合致しているレベルに合わせますから、特にこういうところが、高い性能をものをやろうとしても、

そういうもので決める事はないわけでございます。むしろ、民間の方々がいろいろな、例えばこういうふうにすると非常に性能がよくなるとかいう部分を、基準の中に取り入れることによって、中小の方もそれを、今度、基準化されますから、使うことは自由になるわけなので、その結果、技術レベルも上がってくるという効果があるのではないか。それが早くできる効果は非常に高いのではないかと思います。

【杉本委員】 参考までに教えていただきたいんですけども、99ページのアウトカム指標なんですけれども、ここでは各課題において設定した調査目標に対して成果の達成度を評価したもののが平均値となっているんですが、いろいろあるから、多分、記載していただいてないんだと思うんですけども、例えばこういうものがあるというようなことをちょっと教えていただければと思うんですが。

【説明者】 実は今日、お手元に、昨日お送りさせていただいた資料の中に、2枚目にあろうかと思います。1枚目は、それぞれ24年度に終わったものの、私ども評価していただいたものの点数が書いてございまして、100%できたものから半分ぐらいのものまでございます。具体的に言うと、それぞれ当初設定した研究項目で、その研究項目ごとに、ほぼ全部できたものと、残念ながら実験した結果うまく成果が出なかつたものとか、そういったものを個別に評価いたしまして、点数化をして、この数字を出させていただいているということでございます。この委員会の公表をしてないものですから、非公表という形で、きのう、事前に配付させていただいたものでございますが、そいつたような形で評価をさせていただいている。

【水上委員】 まず聞きたいんですけども、106ページの調査事項数と応募件数が並んでいるんですけども、調査事項に設定したんだけれども、誰も応募してくれなかつたというケースは、過去、あるんですか。

【説明者】 今のところはございません。一応、全て応募していただいております。

【水上委員】 全てに応募があったということは、例えば平成23年度だと、調査事項数が30件で応募件数が31件ということは、ほとんど重複なく、見事に調査事項数それぞれに対して1つの事業者が応募してくれたと。

【説明者】 結果としては、そういうことになります。

【水上委員】 それって、最初の時点で何か打診しているんですか。

【説明者】 いや、それは。ただ、年度の場合、継続的にやっている課題もあるものですから、その場合はどうしても継続してやっているところが、結果としてやっていただく

ケースが多いものですから、そういったものも踏まえていますが、決してこちら側から、あなた、やってくださいというようなことをやっているわけではありませんので、そういうといった事実はございません。

【水上委員】 ちなみに、平成23年度だと、一応、応募件数は1件だけ多くて31件多いんですけども、1件だけは選考に漏れたということになるんですかね。

【説明者】 はい。

【水上委員】 なるほど。

次に、109ページの調査事項一覧というのがあるんですけども、一例としてお伺いしますが、木造建築物の基準の整備に資する検討というのはどちらが補助の対象になってやられているんですか。

【説明者】 木造につきましては、この資料にもあろうかと思いますが、申しわけございません、103ページの6番というところを見ていただけますでしょうか。

【水上委員】 はい。

【説明者】 この会社でございます。

【水上委員】 この研究は、4年間ずっとやられていますよね。

【説明者】 はい。

【水上委員】 その受託者というのは、その間に変更になっていますか。これを見ると、20年度から23年度までずっとやっていますよね。

【説明者】 すみません、20年度だけちょっと違いますが、21年度から同じ形になっています。

【水上委員】 ということは、基本的に研究が同じだと同じところがとることが多いということになるんですね。

【説明者】 そういう結果になります。

【水上委員】 結局、実態としては、あまり補助事業っぽくないといえばないですよね。というか、これがもし補助事業だとすると、ずっと特定事業者に対して補助し続けているという事業になるから、かなり正当性が疑われる事業になったりするんですよね。委託で競争性のある入札をしていますというんだと、まだちょっと違うかなと思うんですけども、競争入札のわけでもなくて、重複1件もなく、見事なまでに1つの調査項目には1つの事業者が応募していて、結果として、それが補助事業という形で100%補助されているというのは、やはり事業の立てつけとしてどうなんでしょうか。これ、具体的に委託で

やつたら、委託で競争入札でやつたら、やってくれないんですか。

【説明者】 仮定の話なので何とも言えないんですが、多分、委託になりますと、例えば彼らが持っている、これは集成材などを生かした住宅とか建築物の設計法などを検討させていただいたんですが、そういう部分についてのノウハウをなかなか出していただけないのではないかと。実際、やっていませんので何とも言えないんですが。

【水上委員】 ちなみに、補助事業のベースでいったときに、そういうノウハウというのは、今、どうなっているんですか。国土交通省だけが見ているという話なのか、国土交通省も見ていないという話なのか、どうなっているんですか。そういう公開されていないノウハウ、つまり国土交通省に渡したくないノウハウを事業者が使って、先進的なノウハウを使って研究しますと。その研究した成果は、でも国土交通省はその成果を見ないと基準がつくれないですよね。国土交通省自体は、それを見ているわけですか。

【説明者】 当然、その成果は、私どもの成果としていただきますので。

【水上委員】 だとすると、あらかじめノウハウ等々について、当該委託以前から持っているものについては、権利が移転しないということにしておけばいいだけなのではないですか。つまり、委託にすることによって、もともと事業者が持っているノウハウなり、特許なり、知的財産なりが国のものになってしまふんだとすると、それは誰もやらないよねという話になると思いますけれども、それは別に契約の問題なので、もともと彼らが持っているノウハウについては彼らのものですというふうにしておけばいい、ということではないんですか。

【説明者】 もちろん、知的所有権の所属自体は、当然、民間のものになるんですけれども、国の委託事業であれば、当然、最終的には、そこで研究開発したもの的所有権は国が全てもらうという前提になろうかと思います。したがって、彼らが自分たちで独自開発したようなものは、こういうふうなニーズがあるよというようなことをその中に取り込まれるのは、非常に嫌がることになるのではないかと思いますが。

【水上委員】 つまり、逆に言うと、彼らとして補助事業の中で国のお金で研究したことが、みずからの知見になってすごく役に立つんだとしたら、100%補助であるのはやはりおかしいということになりますよね。かつ、それがほとんど同じ事業者にやり続けているんだとしたら、特定の事業者に対して競争力を強化する補助をし続けているということになるから、やはり補助事業だとしたら100%補助ではおかしいということになるし、100%でやるんだったら委託でやらなければだめだということになると思うんです。だ

から、どちらかだと思うんですけれども、補助でどうしてもやらなければいけないんだつたら、補助率は少なくとも 100% であつたらだめで、かなり精度に使っているんだつたら半分以下にしろとまでは言わないけれども、100%だとちょっと正当性が疑われるのではないかですか。

【説明者】 もし、そういうやり方をすると、民間側が独自に、当然この研究事業のために必要なコスト部分は全部計上していただきて、補助率を掛けるというようなことをしていかなければいけないかと思います。そうでないと、自分たちの部分は自分たちで見て、この部分はということになりますので、そういうような……。

【水上委員】 すみません。今のお話は、事業者側はほんとうは隠れた持ち出しがあるはずだという議論をされているんですけども、だとしたら、今、どれぐらいそういうものがあるのか、金額で示してもらえますか。

【説明者】 申しわけございません、その部分について私ども調査をしているわけではありませんので、金額として……。

【水上委員】 だとすると、その話は想像でしゃべっていることですよね。だから、そこは検証していただきて、実はこの補助事業は一見 100% 補助に見えるけれども、ほんとうは事業者はそれよりはるかに、倍ぐらいお金がかかっているという話なのだったら、それはそれで納得しますけれども、だったら、そういうことをデータで示していただく必要があるので。

【説明者】 それは、調査を全部かけないと、その部分に幾らかかったかというようなことについて、私ども正直言って把握はしていません。ですから、ちょっとお時間いただかないと、今すぐにはお答えできないかと思います。

【佐藤委員】 今の話、非常に裏腹で、逆に言うと、言い値で交付金、定額補助金を払っていますと言っていることにもなってしまうので、実際はどんな事業でも、今日もさんざん補助金の話をやりましたけれども、やはりどんな事業にも補助率というものがあって、トータルの事業費があって、例えば今日の鉄道で蒲田駅の整備をしましたなんていうのだって、どんな事業にも必ず事業費があって、それに対して一定の割合で負担をすると。今日はそれが高いの、低いという話をずっとしてきたわけで、逆に今のお話ですと、かかるコストのベースさえよくわかってないのではないか。ほんとうはそうでないのかもしれないんですけども、やはりこちら外部の人間としては、補助金の算定根拠自体がどうなんだろうという話にもなってくると思うんですね。

あと、同じ企業がずっと受託しているということになると、わざわざ補助金なんか出さなくても、データはくれないでしょうけれども、こういう事業とか、こういう実験って、最終的にはそれぞれの事業者にとっても自分たちの利益につながることなので、あえて補助金がなくても彼らはもともとやっているような実験ではないか。つまり、データの検証ではないかということであれば、企業から買い取ると言うと変ですけれども、いろいろな事業をやっているでしょうから、その中から何かいいものがあったら、知的財産権の問題はあるかもしれませんけれども、差し支えのない範囲でということで、むしろそのデータを買い取るとかいうふうなやり方をしたほうが、つまり、この事業をやります、だから応募してくださいとやって補助金を出してやらせるというよりは、企業にいろいろなことをやらせておいて、逆に民間提案という形で、実は私たちこういうデータを持っています、こういうことをやっているんですけど提案してもらって、いいものをピックアップしていくというものでも別に構わないような気がするんですが。

【説明者】 ちょっとそういうやり方をやったことがありませんから、仮にそういったことをやったときに、どれだけトータルのコストが高いのか、安いのかということだと思います。それは今、どちらがいいのかというのは、やったことがないものですからわからないんですけども、この費用で民間側が全く、何ていうんでしょうかね、丸々もうけているということは多分なくて、このためにいろいろな、彼ら自身もこれまで開発してきたいろいろな技術をここに投入していただいて、基準化をされると、もう一般工法になってしましますから、そういう意味でいうと彼らなりにも、何ていうんでしょうかね、デメリットも感じつつ、やはり早く自分たちの製品化もしたいし、私どもはその成果を踏まえて早く基準化して、世の中に還元をしたいということだと思いますので、どのぐらい民間が負担しているかについては、今、お答えはできないんですけども、かなりの部分を彼ら自身が負担していると私どもは認識しております。

【水上委員】 1点だけ。一般的に民間でも、長期間における懇ろのおつき合いの中で、それでいてどちらが一方的にもうけるのではなくて、リーズナブルな価格で商売をし続けるということは別にありますよね。だから、今回について、これらの事業者がべらぼうに高いことを言ってもうけているかどうか、私はわからなくて、リーズナブルかもしれないと思うんです。ただ、国の場合は、最終的に結果としてリーズナブルになっているかどうかという話ではなくて、補助でやるんだとしたら、補助でやるということに対しての正当性が、きちんと説明責任を果たせる形でやらないと、結果として事業者がぼろもうけして

いるわけではありませんからいいですよというわけには、やはりいかない。補助でやるというのだったら、結局、補助率はどれぐらいになっているのかということについて説明できる状態になつていないと、つまり言い値で補助をしているんだとだめだよねというのは、結果としてリーズナブルかどうかとは無関係に、最初に補助という枠組みでやる以上は、そこを説明できるようになっておいてもらわないと、国の事業として成立していないということにやはりなると思うんですよね。これだって、事業者は変わってないわ、言い値で払っているわみたいな話になると、結果としてリーズナブルなんだと説明されても、それは納得できないよねという話になつてしまふと思うので、もし、どうしても補助でやられるというんだったら、最低限、事業費全体ではどれくらいかかっていて、実質的な補助率はどれぐらいで、だからリーズナブルなんですという説明ができるようになつていただかないと、事業レビューとして看過できないということになると思います。

【赤井委員】 ちょっと最後に。全く同じですけれども、この採択件数との競争性の話と、あとは、こういうような執行額が、執行率98%というので、実際に事業をやっていて98%というだったらわかるんですけれども、こういうような補助を100%して、98%となると、何か事前に調整しているみたいなことを、そうしてなくともそう思われてしまう可能性もありますし、実際、100と言ってきたけれども、予算がないので80ぐらいで全額見るというような形の調整をしているのかなとも思われてしまうので、このあたり、もうちょっと、そういうように思われないような仕組みづくりみたいな、実際はこれぐらいかかっているけれども、ここまで補助しますみたいな形のほうがいいかなと思います。

すみません、以上です。

【長谷川委員】 では、取りまとめのコメントを説明します。

評価結果としては、事業全体の抜本的改善が4名と、事業内容の改善が2名ということです。

主なコメントを紹介しますと、やられていることは大変意味があると思うんだけれども、やはり定額の補助というやり方が合理的ではないと思われる。また、採択率9割というこことからしても、競争性の確保をされているとは言えず、この点も公金の使い方としてはやや問題があるのではないかでしょうか。もう一方ですけれども、やはり委託の枠組みで競争性を確保してやっていくということが事業の性質からすると非常に合うのではないか。その上で、知的財産については国のもととした上で利用許諾すれば、知的財産の問題もクリ

アできるのではないでしょか。基本的には、委託事業とするほうが性質的には合っているのではないか。補助事業のままというのであれば、先ほど議論も出ていましたけれども、定額でもいいですけれども、総額に対してどれぐらい補助をしているのかという説明をしつかり求めて、国土交通省としても説明できるようにするべきなのではないか。応募件数を増やすというか、競争性が確保されているような状態に見せることも大事ですよと。あとは、これは違う観点ですけれども、規制される側の事業者を規制するためのルールづくりに組み込んでいるという構造に、今、なっていると思いますので、そのあたりの報告内容を基準に落とし込んでいくときに、どういうふうに公平性とか、そういったところを担保しているのか、その部分にしっかり取り組んでください。民間事業者とのコンフリクト、利益相反が一部あるような枠組みになっているので、そのあたり、しっかり担保して進めてくださいということが意見としてありました。

まとめますと、事業全体としては抜本的改善という方が多かったと。内容としては、1つは競争性の確保、もう一つは委託事業とすること、あるいは定額ではなくて、ちゃんと補助率を設定することも含めて企業との受益関係を整理してください。最後に、建築基準の整備に規制される側の民間事業が関与することから、公平、公正を検証する仕組みというものをしっかり用意してくださいというふうなまとめになっております。

ご意見、いかがでしょうか。

【藤井会計課長】 それでは、これを踏まえて検討させていただければと思います。

以上をもちまして、国土交通省行政事業レビュー「公開プロセス」、7項目でございましたけれども、全て終了とさせていただきます。本日は、ほんとうに長い時間ご審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

―― 了 ――